

## その他の相続法改正

今年7月1日は、他にもいくつかの民法の相続に関する規定の施行日となっています。ここでは以前触れた自筆証書遺言の方式緩和以外の改正について触れます。

### 遺産分割前の払戻し制度(単独で故人の預貯金引き出しを認める)

この制度は、遺産分割前であっても一定金額までなら、相続人が金融機関の窓口で直接払い戻しを受けることができるという制度です。

今までの相続法では、亡くなった後の葬儀費用や残された家族の生活費などの緊急に必要となるお金についても、遺産分割が終了するまでは金融機関から引き出しができないという問題がありました。そこで、遺産分割前の預貯金であっても、単独の相続人によって引き出しを認める制度が新設されます。このほか、家庭裁判所の手続きを経て、上限金額なしに払い戻しを受ける制度も新設されます。

払戻しを求める預貯金の用途についての制限は、ありません。従前、預貯金債権は可分債権で当然分割とされていたが、多くの金融機関は、払戻しに相続人全員の同意を求めていました。ただし、葬儀や被相続人の債務の支払に必要な費用については、相続人全員の同意がなくても払戻しを認める場合があり、法制審議会においても、払戻しを認める場合の預貯金の用途を限定すべきか、という議論もありました。しかし、改正後民法 909 条の2によれば、預貯金の用途については何らの制限はありません。したがって、金融機関としては、相続人から払戻しの請求があった場合、請求してきた相続人の相続分を確認して「**預貯金債権額 × 1/3 × 相続分**」(ただし上限 150 万円)を払い戻せば足りるのであり、他に預貯金の用途や葬儀費用の見積書などの提示を求める必要はありません。

### 遺留分制度に関する見直し

これまで、遺留分(法定相続人に認められる最低限の財産の取り分のこと)を侵害された人が、遺留分を求める請求をした場合、財産そのもの=現物で返還することが原則とされてきました。不動産など分けられない資産は、共有となり、そのような財産は改めて分けるのに「共有物分割訴訟」という裁判さえ必要になることもありました。こうして遺留分を巡る争いは解決に数年かかることが珍しくなく、制度にも問題がありました。改正法の施行後は遺留分に満たない分は、現金で請求することになります。共有状態にはならないため前述のような共有物分割訴訟は不要となります。

### 相続の効力等に関する見直し

法定相続分を超える権利を相続した者は、法定相続分を超える部分について第三者に対抗(権利を主張)するには、登記や登録などの手続きをしていなければなりません。「相続させる」旨の遺言の場合でも対抗要件が必要になります(遺言の効力が絶対でなくなるということです)。

改正前は、遺言執行者が置かれている場合に、相続人が遺産を処分する等遺言執行を妨げる行為を行った場合、現行法では、誰に対してもその行為の無効を主張することができました。この点、法改正後は、善意の第三者(財産を処分した相続人が処分する権限を持っていないことを知らない人)に対しては、無効を主張することができなくなります。

